# SPC 認証ハンドブック

# 登録後の手続き 併記マークの使用規定や遵守事項等

制 定 2025.4.1 改定日 —

1版

**JCQA** 

日本化学キューエイ株式会社

ホームページ: http://www.jcga.co.jp

	改定ページ	ハンドブック改定内容	日付
1	制定	SPC 認証ハンドブック制定	2025/4/1

# はじめに

このハンドブックには、登録後の手続き、マーク類の使用規定や遵守事項、今後の審査に於けるお願い等を掲載しております。関係箇所を参照の上ご利用ください。ご不明な点はSPC審査部までお問い合わせください。(MAIL: sales@jcqa.co.jp TEL: 03-3580-0951)

# **CONTENTS**

# 目 次

1. 認証の決定(登録)	5
2. 登録後の送付書類	5
3. 認証書について	6 <b>~</b> 7
4. 認証情報の開示データについて	7
5. JCQA 適合マーク・SuMPO 認定シンボルの使用規定等	8~16
6. 初回審査	17
7. 維持審査	17~18
8. 更新審査	19
9. 拡大審査	20
10. 縮小を伴う審査	20
11. SPC 認証基準適用申告・審査シートについて	20
12. 登録内容の変更、報道された事故・不祥事等について	21
13. 「改善事項」への対応について	21
14. 臨時審査	22
15. 一時停止	22
16 認証事が変更となるケースについて	22~23

\*下記様式は JCQA ホームページに掲載しています。

(URL: https://www.jcqa.co.jp/registered/)

・ 併記マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書 ・・・・ 16

表記について; SPC 認証は申請書類には SPC と記しております。

\* 下記の手続きはお客様ポータルサイトをご利用ください。

お客様ポータルサイトは JCQA ホームページのマイページからもアクセスできます。(URL: https://www.jcqa.co.jp/)

♣ マイページはこちら Enter →

くお客様ポータルサイトでの手続き>

- ・トップマネジメント、管理責任者、連絡窓口担当者、請求書送付先の確認・変更
- 電子ファイルのダウンロード一覧
- 貴社へのおすすめセミナー

## 1. 認証の決定(登録)

JCQAの SPC 登録委員会はプラスチックリサイクルに精通した登録委員を任命し認証を決定しています。 認証までの流れとしては、まず、審査報告書を審査チームリーダーが作成し、SPC 審査部の技術員(レビュアー)がレビューした上で、審査部長が承認します。認証の決定は、レビュー済みの最終の「審査報告書」を基に行われます。

毎月の SPC 登録委員会は、登録委員会に先立つ 4~5 週分の審査案件について公平な審議を行っています。認証を決定した文書として「審査報告書」の送信を以って認証事業所への報告と致します。「審査報告書」に誤植等があった場合は対応致します。

なお、認証に際しては、1認証につき1事業所(工場)を原則とします。

1つの認証書に複数の事業所(工場)を並列で記載することはできません。

(例:1 つの場所に異なる名称で複数の工場がある場合、それらを 1 事業所(工場)とみなして各工場名を並列して記載することはできません。)

## 2. 登録後のJCQAからの送付書類

登録又は登録の維持が決定された事業所には下記の書類を送付します。審査総括報告書\*は、登録委員会終了後、約 1~2 週間以内に、原則としてお客様ポータルサイトからダウンロードしていただく方式で提供します。

(この方式ではお客様ポータルサイトからの自動通知メールに添付した URL から PDF 審査総括報告書 \*をダウンロードして保管いただけます。ダウンロードは公開開始から約 6 か月間可能です。判定結果 通知書も含まれます。)

- ① 第2段階審査(新規登録)を行なった事業所
  - 1. 判定結果通知書
  - 2. 審查総括報告書\*
  - 3. SPC 認証ハンドブック(登録後の手続き 併記マークの使用規定や遵守事項等)のお知らせ
  - 4. 認証書
- ② 更新審査拡大(縮小)等の変更審査を行なった事業所
  - 1. 判定結果通知書
  - 2. 審査総括報告書\*
  - 3. 認証書
- ③ 維持審査を行なった事業所
  - 1. 判定結果通知書
  - 2. 審査総括報告書\*
- ④ 臨時審査を行なった事業所
  - 1. 判定結果通知書
  - 2. 審査総括報告書\*

### 審査総括報告書\*に含まれる書類

- 審査報告書
- 審査計画書
- · 部門別審查項目、観察点集計表
- · 改善事項報告書兼回答書、充実点報告書 等
- 会議議事録
- 出席者リスト
- その他(組織図等)

## 3. 認証書について

認証書は、新規登録、更新審査又は拡大(縮小)等の変更審査で記載内容に変更があった場合に、和文の 正本を発行します。(認証書発行手数料は下表の通りです。)

インターネット、パンフレット、広告、その他文書等のコミュニケーション媒体に認証の地位を引用する場合 JCQA の要求事項を遵守してください。プラスチックリサイクルプロセスが認証されているという誤解を与える 方法で SPC 認証を引用することはできません。JCQA 及び/又は認証システムの評価を損ない又は社会的 信用を失墜させるような方法や認証範囲外の活動及び事業所にも認証が及んでいると受け取られる等、誤解を招く方法で認証表明することや認証書・付属書を使用することはできません。(親会社等の他者による場合も同様です。)

<u>注記</u>. 事業所に於けるカテゴリ、サブカテゴリを明確にし、誤解を招くことがないよう、又、不明瞭にならないように認証書に明記する必要があります。

#### 発行手数料、お支払い方法

#### ① 発行手数料

認証書類	発行手数料(税別)	
和文[正本] 新規登録、更新及び更新拡大(縮小)、 維持拡大(縮小)等の審査で認証書を 発行する場合	審査料金請求時の登録料金[新規]、登録更新料金[更新 及び更新拡大(縮小)等]、登録内容変更料金[維持拡大・ (縮小)等]に含まれます。	
和文[正本] 審査を伴わず社名変更、住所変更、縮小等に より認証書を発行する場合	¥10,000	
和文[副本]	¥ 3,000	

- (注)1. 正本は1通しか発行できません。
- (注)2. 副本は正本の写しです。
- (注)3. 副本のみの発行はできません。(正本を発行の上、ご要望により副本を発行します。)
- ② お支払い方法について

請求書はメール(PDF 添付)にて送付致します。弊社指定の銀行へお振込みください。振込手数料は 貴社にてご負担くださいますようお願い申し上げます。

#### 使用上の注意事項

① 掲示方法について

認証書は『認証書』と『付属書』の一対で正式な証書となります。掲示する場合は、誤認が生じないよう必ず『認証書』と『付属書』の一対で掲示してください。

② 認証書のコピーについて

認証書**の正本はコピー可能です**が、**必ず「コピー」、「(写)」等記載**し、正本とはっきり見分けがつくようにしてください。

③ 対外的に提出する際の記録保管について 提出日、提出先、提出部数が分かるよう記録を残してください。

## ④ 旧認証書について

- 1) 以下の場合は、旧認証書は返却不要です。 認証事業所にて必ず廃棄処分をしてください。
  - 更新審査の場合
  - 有効期限内に住所、名称等の変更及び拡大、縮小による変更があった場合
- 2) 以下の場合は、旧認証書の正本は認証事業所にて廃棄処分 又は 弊社へ返却ください。
  - 認証の取消及び返上の場合

# 4. 認証情報の開示データ

SuMPO のホームページでご確認いただけます。

一般社団法人サステナブル経営推進機構(SuMPO :さんぽ)

# 5. JCQA適合マーク・SuMPO 認定シンボルの使用規定

審査登録後は、登録された SPC 認証に於いて、JCQA 適合マーク・SuMPO 認定シンボルを組み合わせた併記マークをご使用いただけます。

- ・ご使用になる場合は、8~11 ページに記載された使用規定を遵守してください。
- -よくある質問と回答は 12~13 ページ -名刺記載例は 14 ページ -使用例は 15 ページをご参照ください。

使用手順	「併記マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書」(16 ページ)を提出してください。
	様式はホームページに掲載しています。(URL: <a href="https://www.jcqa.co.jp/registered/">https://www.jcqa.co.jp/registered/</a> )
	   受領後 2~3 日程度で電子データをメールにて送信致します。(無償)
	配付媒体:電子データのみ
	ファイル形式:上記の送付依頼書 兼 使用申請書をご確認ください。
使用上の注意事項	1) SuMPO シンボルは、JCQA が SuMPO より認定を受けていることを示しています。
	認証事業所が SuMPO から認定を受けていると誤解されることのないよう使用に
	はご注意ください。
	2) SuMPO 認定シンボル:単独では使用できません。
	SPC 認証の JCQA 適合マーク:単独では使用できません。
	※必ず SuMPO 認定シンボルとの併記マークとして使用してください。
	3) 認証範囲外の活動及び事業所にも認証が及んでいると受け取られるような使
	い方はできません。親会社等の他者による使用もできません。
	4) JCQA や認証システムの評価を損なうような、又は、社会的信用を失墜させるよ
	うな併記マークの使用はできません。
	5) JCQA が定める JCQA 適合マーク・SuMPO 認定シンボルの使用規定を準拠し
	て運用してください。
使用できるもの	1) 報告書、カタログ、説明書、宣伝・広告用資料、出版物、ホームページ等。
	   2) 名刺(認証事業所に所属している人に限る)
	【名刺への併記マーク表示及び認証表明の記載例(14ページ参照)】
	SuMPO 認定シンボル(併記マーク)を付した封筒等に入れる物は、認証された範囲
	の文書、広告、パンフレット等としてください。 
	インターネット、パンフレット、広告、その他文書等のコミュニケーション媒体に併記
	マークを引用する場合、JCQA の要求事項を遵守してください。
# m - + +	
使 用 できないもの	製品には表示できません。 又、製品に対して製品自身が適合していると誤解されるような方法で表示することは
	文、製品に対して製品自身が適合していると誤解されるような方法で表示することは   できません。

# 電子データの使用 方法

- 1) SuMPO 認定シンボルは、SPC 認証ロゴマーク、機構の名称(一般社団法人サステナブル推進機構)及びSPC 認証機関登録番号(S0001)により構成されています。(10、15ページ参照)
  - JCQA から送付した併記マークデータは分解や組み替えをしないでください。
- 2) JCQA から送付したデータの保存形式や解像度を低下させずにホームページ やその他の電子媒体に使用してください。
- 3) 電子データの複製の保護及び漏洩防止の為、適切な管理をしてください。 (その他、詳細は 10 ページ参照)

# 外部業者への電子 データの提供

- 1) 印刷物やホームページの作成を外部業者へ依頼する際は、提供先の外部業者 の一覧を作成し、JCQA が要求した場合は提示できるようにしてください。
- 2) 提供先外部業者に電子データの複製の保護及び漏洩防止の為の適切な管理を行うことを要求してください。

印刷物やホームページ作成以外で JCQA 適合マーク、SuMPO 認定シンボルの電子 データを他者へ提供することはできません。

# 適用期間、 使用状況の確認 及び

1) 登録の有効期限内のみ使用できます。

違反に対する処置

- 2) 次の場合には使用を中止してください。
  - ① JCQA が SuMPO 認定の一時停止・取り消し並びに認定範囲の縮小となった場合
  - ② 認証事業所が認証の取り消しとなった場合及び登録を辞退した場合(抹消日以降は使用を中止)

又、併記マーク、認証の引用を含む全ての広告物(印刷物や web サイト)から完全に 消去又は廃棄してください(併記マークのデータの廃棄を含む)。外部業者に電子 データを提供している場合も同様の措置をとってください。

- ③ 認証事業所が認証の一時停止となった場合(その一時停止期間中は使用を中止)
- ④ 認証事業所の認証範囲が縮小された場合(その縮小範囲については使用を中止、全ての広告物を修正する)
- 3) 併記マークの使用状況を維持審査・更新審査で確認します。その際、使用に関して違反していた場合、又はその恐れがある場合は、是正を勧告します。
- 4) なお、是正がなされていない場合は、「認証書等の使用の是正処置勧告書」で 是正を勧告するとともに、認証書等の使用の停止を通知します。是正処置が勧 告書の期限内になされていない場合は、JCQA は認証書、JCQA 適合マーク及 び SuMPO 認定シンボルの使用禁止、認証の取消し、又は法的措置等、適切な 処置を講じます。

## SPC 認証の JCQA 適合マーク、SuMPO 認定シンボル(併記)の使用規定 詳細

#### ※必ず併記マークとしてご使用ください。

#### SuMPO 認定シンボル(※単独使用不可) JCQA 適合マーク(※単独使用不可) 適合マーク部 カラーロゴ部 ロゴ部 マーク/ ABLE PLASTICS シンボル SPC CERTIFIED FIRM 規格ロゴ部 **SuMPO** SPC 示 **ACCREDITATION** 〇〇〇〇事業所 SPC 認証機関登録番号 JCQA-SP-×××× S0001 A部分は原則白色であるが、単色刷りの場合はA部分 は下地の色でも構いません。ただし、明確にマークが識 別出来るようにしてください。 上記のように JCQA 適合マーク部の下に PLASTICS C **SPC SuMPO** ACCREDITATION 事業所名(例:〇〇〇〇事業所) 表示事項 SPC 認証機関登録番号 S0001 登録番号(JQQA-SP-OOO) (配置) を記載してください。 ・SPC 認定シンボルとは SPC 認証ロゴマーク、一般社団法人サ ステナブル推進機構の名称及び SPC 認証機関登録番号によ り構成されたものです。 ・必ず SPC 認証の JCQA 適合マークと併記して使用してください。 詳しくはマーク使用例(15ページ)を参照してください。 【注意】上記併記マーク(規格ロゴ部:SPC CERTIFIED FIRM)の 場合、JCQA 適合マーク下の「表示事項」に、SPC 以外 の情報(登録番号など)を記載しないでください。 拡大又は縮小する場合は、マーク/シンボル部は同一の縦横比で歪みなく、識別可能なサイズで行ってください。(縦 大きさ 横比を変更しないでください) 縮小する場合は各部が明瞭に識別できる範囲で行ってください。 認定シンボルの色は原則として下記の指定色です。単色刷 【カラーロゴ部、カラーマーク部】 りの印刷物に使用する場合は、下記に関わらず、認定シン ① 基本色: ボル全体を当該印刷で使用されている同一の色で表示も可 (1) 印刷物 ···緑色(DIC389) 能です。ただし、地色との明瞭な対比をもたせて表示してく 又は、その近似色 (2) ホームページ · · · 上記基本色 RGB 値へ変更した ださい。 近似色で使用してください。 ② サブカラー(基本色以外に使用できるカラー): (1)プロセスカラー(CMYK)の場合:主に印刷物に表示する 黒色、灰色、金色、銀色 色 青色(マンセル 2.5PB 3.5/10、 a. 濃い青色: C:100, M:75, Y:0, K:0 大日本インキ DIC579、 b. 薄い青色: C:100. M:0. Y:0. K:0 PANTONE 300C、又は、その近似色) (2) RGB カラーの場合:主にホームページや電子情報に表 【ロゴ部、規格ロゴ部】 示する場合 a. 濃い青色:#00479D(R:0, G:71, B:157) 黒色 b. 薄い青色:#00A0E9(R:0, G:160, B:233)

# 認定シンボルが 変更になった場合

認定シンボルが変更になった場合は JCQA から連絡致します。名刺・会社案内・ホームページ等をご確認いただき、ご使用の場合には新シンボルへの移行期間内に、新しい認定シンボルに切り替えをお願い致します。

# 併記マークを使用せず 文章のみで

インターネット、パンフレット、広告、その他文書等のコミュニケーション媒体に認証の 地位を引用する場合 JCQA の要求事項を遵守してください。

# 登録を表示する際の 注意

製品の包装や宣伝用資料に文章のみで SPC 認証登録を記載することができますが製品認証と誤認される恐れのある不的確な言及や記載とならないように注意してください。

文章には以下を含めるようにしてください。

- 1) 認証事業所の特定(例えば、ブランド、名称)
- 2) 認証書の発行機関(JCQA)

ホームページや名刺に於いても、認証範囲外の人でも文章のみで記載することができます。

認証範囲外へ認証が及んでいるとの誤解を与える可能性のある記載はしないでください。認証範囲内/外の識別ができるような記載をしてください。

【名刺への併記マーク表示及び認証表明の記載例(14ページ参照)】

# **Q&A**

# ~よくある質問と回答~

- Q-1 『認証書』と『付属書』(一対で正式な証書)の原本をコピーして、関連事業所・関連会社又は関係先に配布できますか?
- A-1 できます。この場合は、コピーしたものに、識別の為、「コピー」、「(写)」等と記載してください。
- Q-2 総合カタログ、会社案内、封筒、ホームページ等に併記マークが使えますか?
- A-2 特記のない限り、認証された範囲内で使用できます。
  - ※認証された範囲に誤解を与えないようご注意ください。
  - ※製品自体の認証と誤認されないようにしてください。
  - ※併記マークを付した封筒等に入れる物は、認証された範囲の文書、広告、パンフレット等にしてください。

	■併記マーク
製品	×
製品の包装	Δ
	(ご使用前にご相談ください)
測定器の校正証 明書/検査の試	×
験成績書等	

- Q-3 建物の玄関や出入口に掲げる看板·銘板に併記マークを表示したいのですが使えますか?
- A-3 認証事業所では使えます。
- Q-4 名刺に併記マークは使えますか?
- A-4 認証事業所の方のみ使用できます。

名刺に認証対象外の事業所を記載する場合は、当該事業所が認証対象外であることが分かるような記載 をしてください。

【名刺への JCQA 適合マーク表示及び認証表明の記載例(14ページ参照)】

- Q-5 併記マークの JCQA 適合マーク及び SuMPO 認定シンボルに記載の文字やデザインを変えられますか?
- **A-5** できません。電子データに記載の通り表示してください。分解や組み替えもできません。
  - \* JCQA 適合マーク下の「表示事項」(規格、事業所名、登録番号)は文字が判別できるようにご記載ください。(例:10、15 ページ)

SPC 〇〇〇〇事業所 JCQA-SP-〇〇〇〇

\* 貴社にて記載いただく表示事項

- Q-6 JCQA 適合マーク、SuMPO 認定シンボル(併記マーク)は縦に並べて記載できますか?
- A-6 縦に並べることはできません。
- Q-7 登録取り下げを希望した場合、その手続きや認証書、JCQA 適合マーク・SuMPO 認定シンボル(併記マーク) の取り扱いはどのようにしたらよいですか?
- A-7 登録取り下げについては弊社ホームページ「お問い合わせ」<a href="https://www.jcqa.co.jp/contact/">https://www.jcqa.co.jp/contact/</a>(内容:その他)にてご連絡ください。登録抹消日以降は、認証書、併記マーク及びそれらのコピーの使用を停止してください。

# 『名刺』への併記マーク表示及び認証表明の記載例

※JCQA適合マークの下には、規格・事業所名・登録番号を表示する等、使用規定を遵守してください。

	併記マーク			併記マークを使用せず、文章のみで表記	
	認証範囲 <b>内</b>	認証範囲 <mark>外</mark>	·認証範囲内 兼務 認証範囲外 ·認証範囲外の部門/住所が混 在等、記載の一部が認証範囲	認証範囲 <b>内</b>	認証範囲外
名刺	使用可(認証事業所に所属している人に限る)	使用不可	使用する場合、 認証範囲に誤認が生じないよう 認証範囲内外の識別をして明確 な記載をしてください。 (組織の全体が認証されているの ではなく、組織の一部が認証され ていることを明らかにしてくださ い。)	は可能です。 認証範囲外へ認証が える可能性のある記述 象サイト及び活動(若	

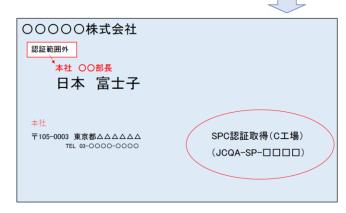
#### 例)認証範囲外の部門と兼務のケース:

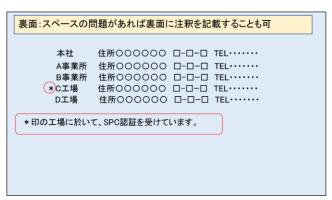
JCQA適合マークの下に[規格]・[認証事業所名]・ [登録番号]を記載することで認証範囲が記載全てに 及んでいるという誤認を防止。(場合により[本社は 認証範囲外]も記載)



#### 例)認証範囲外の部門に所属している方のケース:

<u>併記マークは使用できません。</u> 文章のみで記載してください。





#### SPC 認証機関登録番号・・・S0001

# マーク使用例

## ※必ず併記マークとして使用してください。 「SuMPO 認定シンボル」及び「SPC 認証の JCQA 適合マーク」は、単独では使用できません。

	併記マーク				
SPC	SPC SUMPO ACCREDITATION SPC 認証機関登録番号 S0001				
SPC・ISO9001 SPC と品質マネジメントシステム両方を登録している事業所	SPC SPC, QMS CERTIFIED FIRM SPC, 1509001				
SPC・ISO9001・ISO14001 SPC・品質・環境マネジメントシステムを登録している事業所	SPC SUMPO ACCREDITATION SPC 認証機関登録番号 S0001  SPC, QMS, EMS CERTIFIED FIRM  SPC, SDOOD SPC, SDOOD MS  CMOO3  CMOO3				

# \* 貴社にて記載いただく JCQA 適合マーク下の「表示事項」(例)

SPCとISO9001(規格ロゴ部:SPC、QMS)の組み合わせのケース:「表示事項」の記載例は以下の通りです。

 SPC、ISO9001
 (規格)

 〇〇〇事業所
 (事業所名)

JQQA-SP-〇〇〇 (SPC の登録番号) JCQA-〇〇〇 (ISO9001 の登録番号)

【注意】 JCQA 適合マークの規格ロゴ部(OOO CERTIFIED FIRM)に表記されている規格<u>以外の</u>情報を「表示事項」部分に記載しないでください。

その他、疑問、不明な点はお問い合わせください。

日本化学キューエイ(株) 審査統括部 行 日

MAIL: logo-mark@jcqa.co,jp (TEL. 03-3580-0951)

(①の併記マーク例:イメージ)



(②の併記マーク例:イメージ)







# 併記マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書

## ※必ず併記マークとして使用してください。

「SuMPO 認定シンボル」及び「SPC 認証の JCQA 適合マーク」は、単独では使用できません。

下記遵守事項に同意の上、併記マークのデータ送付を依頼します。

登録番号	JCQA-SP-		
貴社名		提出者名	
E-Mail		TEL	

- 1. ご希望の項目にチェック☑を入れてください。 併記マークの PDF 形式、JPEG 形式、AI形式の電子データを配付致します。
  - □ (1) SPC
  - □ ② SPC/品質(ISO9001)
- □ ③ SPC /環境(ISO14001)
- □ ④ SPC/品質/環境
- 2. 併記マークの使用に際し、ハンドブック記載の使用規定を遵守して管理する。(主に以下の点に注意して管理する。)
  - ・マーク関連の使用規定に準拠して運用する。
  - ・インターネット、パンフレット又は広告、若しくは他の文書等(名刺含む)のコミュニケーション媒体に併記マークを引用する場合、JCQAの要求事項を遵守する。
  - ・併記マークについて、認証範囲外の活動にも認証されていると受け取られるような使い方をしない。(誤解を招く方法で使用しない。)又、親会社等の他者による使用もしない。
  - ・JCQA や認証システムの評価を損なうような、又、社会的信用を失墜させるような併記マークの使用をしない。
  - ·SuMPO 認定シンボルは、必ず JCQA 適合マークと併記して使用する。
  - ・併記マークの色等は10ページ記載の指定通りとする。
  - ・併記マークを縮小又は拡大して使用する場合、マーク部は同一の縦横比で歪みなく識別可能なサイズで行う。(縦横 比を変更しない)併記マークは分解しない。
  - ・印刷物・ウェブサイト等を作成している外部業者に、SuMPO 認定シンボル(併記マーク)の電子データを提供した場合、 当該外部業者に、当該電子データの保護及び漏洩防止の為、適切な管理を行うよう要求する。
  - ・当該電子データを提供した外部業者の一覧を備え、JCQA が要求した場合、提示できるようにする。
  - ・製品に併記マークを表示しない。又、製品に対して製品自身が適合していると誤解されるような方法で表示しない。
  - ・認証の範囲が縮小された場合、その縮小範囲については併記マークの使用を中止し、全ての広告物を修正する。
  - ・認証の一時停止となった場合、その一時停止期間中は併記マークの使用を中止する。認証の取消しをした場合、全 ての広告物から併記マークを削除する。(併記マークデータの完全な廃棄を含む。)
  - ・併記マークの使用は登録の有効期間のみとする。登録抹消日以降は、全ての広告物(印刷物や web サイト)から併記マークを速やかに削除する。(併記マークデータの完全な廃棄を含む。)
  - ・認定シンボルが変更された場合は、JCQA が通知する期限内に変更を行う。

署名欄	会 社 名
	管理責任者

# 6. 初回審査(第1段階審査と第2段階審査の2つの段階で実施)

第1段階審査の目的は SPC 認証基準の基本的な条件(STEP1~5)の構築状況の確認(書類審査)です。第2段階審査の目的は第1段階で確認した項目に加え、リサイクルプロセスの運用状況の確認です。通常、第1段階審査後3か月程度の間隔を取ります。この間隔が6か月を超える場合は、原則として第1段階の結果を再確認してから実施します。ただし、第1段階の結果或いはその他により、6か月を超える正当な理由がある場合はこれを明確にして審査部長の承認を得ます。第2段階審査の最終日から30日以内に改善事項の対応の完了が確認できない場合は、認証の推薦を行う前に第2段階審査を再度実施します。

## 7. 維持審査

#### 維持審査スケジュール

維持審査は原則として次の期間に受審してください。なお、起点日の約 6 か月前に、JCQAから受審のご案内(下記「例」参照)をメールします。事業所毎に維持審査の受審期間を記載していますので、その期間内に受審いただくようお申込みください。

1年に1回受審する

登録日・・・認証の決定日を指します

- ①. 新規登録後の初回維持審査
- →「起点日の2か月前~登録日から12か月を超えない日」
- ②. ①以降の全ての維持審査
- →「起点日の2か月前~起点日の1か月後」

「例」

【日本化学キューエイ: 〇月分受審のご案内】JCSP-△△△△ ○○○○株式会社 様

〇〇〇〇株式会社

△△△工場 グループ

00000 様

いつも大変お世話になっております。次回維持審査について下記の通りご案内致します。 日程のお申し込みは、第 1~第 3 希望日まで(週を変えて)ご記入の上、本メールに ご返信くださいますようお願い致します。(申込用紙は特にございません。)

- ■お申し込み締め切り日 2025 年 4 月 8 日
- ●登録番号:JCQA-SP-○○○(JCSP-△△△)
- ●事業所名:○○○○株式会社 △△△工場
- ●審査種類と予定工数:第1回更新後第1回維持審査 1.5MD (審査員:1名、日数:2日)
- ●受審可能期間:※8月10日(水)~11月9日(水)
- ■日程お申し込みについてのお願い
- 1. 可能であれば月曜日は避けて設定お願い致します。
- 2. 調整により万一ご希望に添えない場合はご相談させていただきます。
- 3. 「審査日程設定通知」のご連絡までに少々お時間をいただいております。
- ※お見積書は、別途 PDF ファイルにてメール送付致します。

#### ■注意事項

受審可能日を過ぎますと、登録取消となる場合がありますので、ご注意ください。

# 維持審査の内容

維持審査に於いて、下記の事項を確認します。 (クロージングミーティングでお伝えしております)

#### SPC

- ▶ 運用状況(6 原則 10STEP の内、STEP5~10 を中心に確認)
- ▶ 関係法令への対応状況
- ▶ 顧客要求事項への対応状況
- ▶ トレーサビリティの確保状況
- ▶ 工程管理の状況
- ▶ 前回の改善事項への対応状況
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

## 8. 更新審査

#### 更新審査スケジュール

更新審査は起点日の 3 か月前から受審できます。なお、起点日の約 6 か月前に、JCQAから受審のご案内(下記「例」参照)をメールします。事業所ごとに更新審査の受審可能期間※を記載していますのでその期間内に受審いただくようお願い致します。

「例」

【日本化学キューエイ: 〇月分受審のご案内】JCSP-△△△△ ○○○○株式会社 様

株式会社〇〇〇〇

△△部長

00000 様

いつも大変お世話になっております。

次回更新審査について下記の通りご案内致します。

日程のお申し込みは、第1~第3希望日まで(週を変えて)ご記入の上、本メールに ご返信くださいますようお願い致します。(申込用紙は特にございません。)

- ■お申し込み締め切り日 2025 年 4 月 8 日
- ●登録番号: JCQA-SP-○○○(JCSP-△△△△)
- ●事業所名:○○○○株式会社
- ●審査種類と予定工数:第7回更新審査 2.75MD (審査員:1名、日数:2.75 日)
- ●受審可能期間:※7月19日(火)~9月30日(金)

(有効期限: 2025年11月18日)

今回は、11月の登録委員会(7日予定)で承認される必要があります。 なお、更新審査終了後、登録委員会までは、不適合の是正計画・承認、 報告書作成・承認、事前の検討会等を含む諸手続きのため4週間が必要です。

- ■日程お申し込みについてのお願い
- 1. 可能であれば月曜日は避けて設定お願い致します。
- 2. 調整により万一ご希望に添えない場合はご相談させていただきます。
- 3. 「審査日程設定通知」のご連絡までに少々お時間をいただいております。
- ※お見積書は、別途 PDF ファイルにてメール送付致します。

#### ■注意事項

受審可能日を過ぎますと、登録取消となる場合がありますので、ご注意ください。

### 更新審査の内容

更新審査に於いては、初回審査と同様に全 STEP(STEP1~10)の審査を行います。又、3 年間のリサイクルプロセスのレビューを行い、有効性及び継続性を審査します。

# 9. 拡大審査

既に認証されたサブカテゴリの拡大をご予定の際は、「登録内容変更届①」にて JCQA 管理部までご連絡ください。

・拡大の定義: Standard から Gold への移行を拡大とします。 拡大は審査を伴う変更となります。

(登録内容変更届①はホームページに掲載しています。 URL: <a href="https://www.jcqa.co.jp/registered/">https://www.jcqa.co.jp/registered/</a>) 申請内容のレビューを行い、拡大の可否を判断するために必要な審査を計画します。

拡大審査は、維持審査や更新審査と同時に実施することも、別のタイミングで実施することも可能です。

なお、<u>カテゴリの追加は、新規案件</u>とします。 1 つの認証書で複数のカテゴリは登録できません。

カテゴリ	再生資源調達(R)		再生原料製造(M)		成形用再生材料製造(C)	
サブカテゴリ	Gold	Standard	Gold	Standard	Gold	Standard
	(RG)	(RS)	(MG)	(MS)	(CG)	(CS)

# 10. 縮小を伴う審査

既に認証されたサブカテゴリの縮小をご予定の際は、「登録内容変更届①」にて JCQA 管理部までご連絡ください。

・縮小の定義:Gold から Standard へのグレードダウンの審査を縮小とします。 縮小については、審査を伴わない変更対象となり得ます。

(登録内容変更届①はホームページに掲載しています。 URL: <a href="https://www.jcqa.co.jp/registered/">https://www.jcqa.co.jp/registered/</a>) 申請内容のレビューを行い、縮小に伴う審査が必要と判断された場合は、JCQA よりご連絡致します。

縮小を伴う審査は、維持審査や更新審査と同時に実施することも、別のタイミングで実施することも可能です。

#### 11. SPC 認証基準適用申告・審査シートについて

審査時に使用する SPC 認証基準適用申告・審査シートについて

審査日が決まり、チームリーダーより連絡がありましたら、審査で使用する最新版の SPC 認証基準適用 申告・審査シートをチームリーダー宛に送付してください。

改訂版の取り扱いについて

改訂の都度 JCQA へ送付する必要はありません。 (審査前にチームリーダーより連絡があるまで送付する必要はありません。)

## 12. 登録内容の変更、報道された事故・不祥事等について

現在登録している SPC 認証に影響を及ぼす下記の変更が生じた場合は、必ず次の方法にて JCQA 管理部まで遅滞なくお知らせください。

#### ・社名、事業所名、住所、事業所(拡大・縮小)、カテゴリ等の変更

⇒「登録内容変更届①」 (https://www.jcga.co.jp/registered/)

## ・トップマネジメント、管理責任者、連絡窓口担当者、請求書送付先等の変更

⇒「お客様ポータルサイト」(https://jcqa-customer.jp/Auth/Login?returnUrl=/)

内容によっては、認証書の変更手続きが必要になります。(22~23ページ参照) ※認証書を変更した場合、SuMPOへの変更手続きは、必要に応じJCQAが行います。

マスコミに報道された事故、公表予定及び公表された不祥事等があった場合、行政に届け出たリコールがあった場合にも遅滞なくご連絡をお願い致します。必要に応じて臨時審査を行い、その結果によっては一時停止となる場合もあります。なお、ご不明な点がある場合は管理部までご相談ください。(臨時審査、一時停止については、22 ページに記載しています。)

#### SPC

- ▶ トップマネジメント、管理責任者、連絡窓口担当者
- ▶ カテゴリ等の大幅な変更
- ▶ 工程、施設等の大幅な変更
- ▶ その他の大幅な変更
- ▼マスコミに報道された災害・事故、公表予定及び公表された不祥事、訴訟、虚偽行為その他の事態があった場合及び行政に届け出たリコールがあった場合

## 13. 「改善事項」へのご対応

改善事項	   定義:SPC 認証基準への不適合事項	・ SPC 認証基準を反映していない運用		
<b>4</b> 077	上表:010 邮配基件 ************************************	<ul><li>関連法令からの逸脱</li></ul>		
	処理基準と対応:	(*1)審査員が審査最終日のクロージングミーティ		
	利害関係者の観点で認証基準への適	ングにて依頼します。		
	合性を判定します。			
	不適合の内容を『改善事項報告書兼 回答書』に記載して提出させていただ きます。(*1)	(審査員はクロージングミーティングに先立ち、改善事項を特定し「改善事項報告書兼回答書」を作成、審査の結論を「一次報告書」にまとめ提示します。入手した証拠に基づきその不適合の状況を理解していただく為、認証事業所と協議します。是正処置の完了期日も管理責任者と合意します。)		
	30日以内を目途に対応を完了し、その 適切性を確認後、登録、維持或いは更 新の手続きを行います。	※常態化した又は深刻な改善事項があった場合 は、認証の一時停止となります。		
	(必要に応じ、処置完了や処置の適切性を確認する為の再審査を実施することがあります。)	※一時停止後、6 か月以内に一時停止の原因となった問題を解決していただきます。 一定期間内に解決できない場合や深刻な改善		
	短期間に是正ができない程の重大な 不適合の場合、審査を打ち切り、再度	事項が検出された場合、認証の取り消しを決定 します。(22 ページの「一時停止」参照)		
	審査等を行う必要があります。	審査員は不適合の原因又は解決法を提案することは控えます。		

## 14. 臨時審査

登録維持の期間内に、定期的な維持審査又は更新審査とは別に、下記のような場合に、その内容を審議 し、必要があれば、登録維持の適切性について臨時審査を行うことがあります。

これらに該当する場合は、速やかにご連絡をお願い致します。

- ・登録維持に影響を及ぼす災害・事故、不適切行為の発覚、虚偽行為その他の事態が生じ、マスコミ に報道された場合
- 登録維持に影響を及ぼすような行政に届け出たリコールがあった場合
- ・JCQA が受けた苦情調査の場合
- •一時停止とした事業所のフォローアップを行う場合

臨時審査の詳細はJCQAからご案内します。又、原則として、JCQAから連絡した期間内に臨時審査の受審をお願い致します。

## 15. 一時停止

登録維持の期間内に、下記のような事由があった場合には、認証の一時停止となります。

- ・有効性に関する要求事項を含む認証要求事項に対し、常態化した不適合又は深刻な不適合が あった場合
- ・法令順守に関して、故意の不順守がある、又は意図的に不順守を継続している場合
- 要求された頻度での維持審査又は更新審査が実施されない場合
- ・利害関係者から一時停止の要請があった場合

一時停止後は、6 か月以内に一時停止の原因となった問題を解決していただきます。一定期間内に解決できない場合は、認証の取り消し、又は認証範囲の縮小の決定を行います。

重大な不適合が検出され、取り消し、一時停止又は認証範囲の縮小につながる可能性があると判断した場合、審査チームリーダーは審査部長に報告します。その場で判断がつかない場合は、持ち帰って審査 部より見解を述べることになります。

認定が取り消しになった場合、認証の引用を含む全ての広告物の使用を中止する必要があります。 認証範囲が縮小された場合、認証の引用を含む全ての広告物を修正する必要があります。

#### 16. 認証書が変更となるケースについて

以下のケースは認証書が変更となります。

- 社名、事業所名の変更
- 住所の変更<sup>※</sup>
- サブカテゴリの変更
- ※ 市町村合併による住所変更は「登録内容変更届①」の変更項目欄「所在地<u>(□市町村合併)」に</u> チェック☑を入れてください。

# 変更手続き手順

- 「登録内容変更届①」を管理部宛に提出してください。
   様式はホームページに掲載しています。(URL: <a href="https://www.jcqa.co.jp/registered/">https://www.jcqa.co.jp/registered/</a>)
  - ※連絡窓口担当者、請求書送付先(社名、事業所名、住所等)も変更となる場合はこちらから ⇒「お客様ポータルサイト」 (<a href="https://jcqa-customer.jp/Auth/Login?returnUrl=/">https://jcqa-customer.jp/Auth/Login?returnUrl=/</a>)
- 2. JCQA で次の手続きをします。
  - ① JCQA での登録データの変更確認
  - ② 変更内容に伴う認証書の作成
  - ③ 認定機関へのデータの変更通知